

南丹市国民健康保険運営協議会議

日 時 令和 8 年 1 月 21 日（水） 午後 1 時 30 分～3 時

会 場 南丹市役所 2 号庁舎 3 階 301 会議室

出席者

- 被保険者代表 麻田委員、シャウベッカー委員、勝山委員
- 保険医及び保険薬剤師代表 秋田委員、竹中委員、高屋委員
- 公益代表 桂委員、今井委員、榎原委員、田井委員
- 事務局
船越市民部長、市民課 森課長、吉田課長補佐、高屋課長補佐兼保険年金係長、
出野主事
- 関係課職員 健幸まちづくり課 中西課長補佐

欠席者

- 竹原委員（被保険者代表）
- 辰巳委員（保険医又は保険薬剤師代表）
- 坂井委員（被用者保険等保険者を代表する委員）

会議録

1. 開会

2. 挨拶

会長： 前回の協議会では活発なご議論を頂きましてありがとうございます。今日は保険料率の決定という会議になりますので、前回と同様に忌憚のないご意見を賜ればと思いますのでよろしくお願いいたします。

事務局： 規則第 7 条第 1 項の規定により会議の議長は会長が行うこととなっております

<出席状況の報告>

事務局： 本日の欠席通告委員につきましては、竹原委員・辰巳委員・坂井委員の 3 名となっております。出席委員は、被保険者代表・保険医または保険薬剤師代表・公益を代表する委員より各 1 名以上であり、また出席合計は 10 名で過半数に達しておりますので、規則第 7 条第 2 項の規定により本協議会が成立していることをご報告いたします。

<会議録署名人の指名>

3. 議事 (1) 協議事項

令和8年度南丹市国民健康保険税の税率改正について

事務局： 国民健康保険事業費納付金額及び標準保険料率について説明いたします。

令和8年度の納付金は、本算定見込みで8億5,100万8,249円となっております。一人当たりの納付金負担金額は15万9,275円となり、納付金が急激に増加傾向にありました令和7年度と比較しますと新設された子ども・子育て支援金の納付金を含んだ額になりますが、6,858万6,199円の納付金が減少しております。また、一人当たりの納付金額は15万9,275円となっており、令和7年度と比較しますと155円の減少となっております。納付金総額の減少の要因としましては、京都府の保険者努力支援金等の歳入の増加、前期高齢者交付金歳入額の影響及び京都府財政安定化基金の取り崩しにより、基金の積み戻しを抑制した影響が納付金減少の主な要因となります。また、当市においては被保険者数の減少や、昨年度一人当たり医療費の減少等による市町村間の納付金按分も納付金の減少した要因と考えております。

現行の保険税率と京都府が示しています標準保険料率とを比較しますと、令和7年度に保険税率の引き上げを行ないましたが、納付金が減少した令和8年度におきましても、全体的に標準保険料率より低い保険税率の設定となっております。医療分は所得割が0.20ポイント、均等割が1,165円低く、平等割は2,206円上回っております。支援金分は所得割が0.20ポイント上回っており、均等割が1,003円、平等割が1,178円低い税率となっております。介護分は所得割が0.20ポイント、均等割が1,780円、平等割が480円低い税率設定となっております。また子ども・子育て支援納付金分は令和8年度より新設されるものとなっており、本算定見込みでは、所得割が0.29%、均等割が1,160円、18歳以上被保険者均等割が56円、平等割が750円の標準保険料率の設定となっております。当市におきましては、南丹市の財政調整基金の状況、今後の安定的な国保事業の運営、被保険者の負担を総合的に検討し、南丹市の保険税率を設定する必要が出てきています。

次に南丹市国民健康保険税率改正（案）について説明いたします。

令和6年度から引き続いていた急激な納付金増加は令和8年度はありませんでしたが、南丹市国民健康保険財政は引き続き厳しい状況にあります。そのため、京都府が示しております標準保険料率への設定が必要であると考えておりますが、昨今の物価上昇等の中において大幅な保険税の引き上げは被保険者においてたやすいものではないと認識しております。国民健康保険事業特別会計基金の保有状況を考慮し検討したところ、改正税率案では新設されます子ども・子育て支援納付金を府が示す標準保険料率の近似値、所得割0.29%、均等割1,100円、18歳以上被保険者均等割100円、平等割700円に改正を行い、それ以外につきましては被保険者の負担を考慮し据え置きとさせていただくことを提案いたします。

事務局： それでは南丹市国民健康保険事業特別会計の予算見込及び基金残高の推移につい

で説明いたします。

今年度は南丹市市議会議員選挙や南丹市市長選挙を3月に控えています関係から当初予算の要求時期が非常に早まり、例年のお示しの仕方や説明を少し変更しております。なお今回お伝えしました資料1の納付金の数値につきましては、京都府からの内示であり今後1月下旬から2月初旬には京都府から本通知がされます。現時点での本運営協議会での説明の数値は見込みであり、本通知後これから説明いたします補正予算についても適正に要求する予定です。こちらについてもご理解賜りますようお願いいたします。

初めに少しお断りしますが、第2回の運営協議会でお示した歳出予算要求額の内訳額を修正をしたものに置き換えをしております。歳入歳出合計額に修正はありませんが、100万円以下を四捨五入等により端数調整をした関係から今回修正いたしました。その内訳の内容として歳出内訳「その他の支出額」7,000万円を6,800万円に、「納付金」8億6,500万円を8億6,600万円へ修正をしておりますことをお断りします。

さて、当初予算要求では要求時点で可能な限りの予算を見込み、歳入歳出合計額を34億5,100万円といたしました。この度、令和8年1月に京都府から示された納付金見込みや最新の収納予測を再計算し、予算を整理したのが「当初予算要求時点」の右手側、一番上の文字を赤字で書いております「本算定結果（見込み）再計算」となります。歳出では先ほどの説明にもありました通り、納付金が仮算定から1,500万円程度減額の見込みとなりました。また歳入では国保税収と繰入金を最新情報に再計算した結果、歳入不足額が5,900万円となり秋の試算結果から1,600万円程度減額になりました。

この度新設された、子ども・子育て支援金分に関する収入内訳は、約1,770万円の納付金に対し、歳入割合を約96%と見込んだ結果となっております。会計上こちらの方を精査した結果、資料2-2（南丹市国民健康保険事業特別会計基金残高の推移）では基金残高の推移を示しておりますが、この結果を受け基金を取り崩す額が減少し、令和8年度基金残高見込みは約5,500万円となっております。

昨年に税率改正を大幅に変更しましたが、その時にご協議いただいた基金の保有目安の考え方・あり方ですが、こちらの方を今一度整理し国民健康保険特別会計総予算額から普通交付金（保険給付費分）を差し引き、5%分を目安としたことを受け試算した結果が約5,000万円でした。この内容からも今現在の会計から見た基金残高5,500万円と保有目安としている5,000万円については、この目安を目指したところになっているということが1つ言えます。

また今後の見通し（決算見込み）としましても、年度末に向かい事業や支出状況が収束していきますので、歳入歳出合わせて精査を行い取り崩し額が減少する見込みであり基金保有目安を十分に上回る見込みです。以上のことから令和8年度につきましては先ほどご提案しましたとおり、子ども・子育て支援金納付金に対する収入を96%見込むことができることから提案税率とし、医療・支援・介護分保険料に

については、この基金を再度活用し据え置きすることが適当であると判断いたします。

市民部長： 日頃は本市の国民健康保険運営に皆様ご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。

本日ですが、令和8年度の国保税の税率につきまして委員の皆様方にご審議いただくために、ただいま担当の方から説明をいたしました。京都府から見込み価格として、本市の京都府への来年度に納める納付金額と標準保険料率のご報告をいたしましたのと併せて来年度の本市の予算見込み額、それから基金残高の説明をいたしました。本市としては京都府への納付金の金額、それから基金の残高を見据えた中で令和8年度の税率につきましては、制度として新しく創設されます子ども・子育て支援金分として、保険税への上乗せ分については増額になるのは制度のことですのでもうここは致し方ないとしまして、他の現行の税率、今課税している分の税率につきましては、何とか据え置いても運営が可能ではないかということで判断をいたしまして、本日据え置きということでご提案をいたしました。ご説明を皆様聞いていただいた中で忌憚のないご意見をいただき、慎重審議いただく中で次年度に向け適正な保険税率の決定を賜りたくどうぞよろしくお願いいたします。

議長： ただいま事務局より説明がありました、令和8年度の南丹市国民健康保険税の税制改正についてご質問やご意見ございましたらお願いいたします。

前回皆様からご意見いただいたことと、それから京都府への納付金をはっきりしたこと、それから残額も明確になってきたこと等を踏まえて医療支援、それから介護の分については現行のままを進めていくと。ただし新たに追加になった子ども・子育て支援の分については、標準的なものでいくというご提案だったかと思うんですけれどもいかがでしょうか。

前回も被保険者の代表の皆様からは、物価が高騰している等々いろいろなことがございますので、できるだけ引き上げない形で進めていただきたいという要望が出されておりましたけれども、被保険者の皆様、委員の方々、今回の提案何かご意見がありましたらお願いします。何かご意見ありますでしょうか。

指名をして申し訳ないですけど、被保険者代表の委員の方で何かありますか。

委員： 据え置きということで大変うれしくは思っています。これからもずっと、何年先でもこういう結果が出ることを望んでいますが、テレビを観ても大変な時期に来ますので、もう何か仕方がないなっていう感じは実感しております。

議長： ありがとうございます。他の被保険者の委員の皆さまいかがでしょうか。

委員： いや特にありません。ありがとうございます。もう大体決まってるようなので。

議長： ご意見があったらぜひ言っていただいて。

委員： 歳入のところ、滞納分というのが2,000万円もあるということなんですけれど、これは2,000万円を今年度は回収できる見込みということですね。結構な額だなと思って驚いているんですけれど。それだけやっぱり生活が苦しいとか、そういう社会を反映しているのかなとも思いますし難しいなと思います。何かこれだけの保険料を払うならサービスをもっとくださいというのは意見として言わせていただきます。ありがとうございました。

議長： ありがとうございます。他の委員さんいかがでしょうか。

委員： お二人が言われたように特にはないです。こんな国家情勢ですので引き上げになるのかなと思っておりましたけど、据え置きということで少し安心したようなところです。個人的にも今年の保険料の額を今、源泉徴収の時期ですので見てみますと、すごい金額の保険料でどこから支払えたんだろうなという思いもあるんですけれども。年金等でそれだけ引かれているということで、決して生活は楽ではないです。今後もこのような状態で少しでも引き上げられないようお願いしたいと思います。

議長： ありがとうございます。他の委員さんいかがでしょう。

委員： 前回、出席できなくてすみませんでした。今回据え置きという形で進んでいたことは本当に嬉しい限りだと思うんですが、現実その医療の観点からやっぱり八木の方ではバスの本数も減ったりして、なかなかその医療を受けられない現実というのも出てきているし、そういう方でも年金の中で介護保険料を払っているというのも現状だから、単にこの金額を見て判断することしかここはできないと思うんだけど、現実社会ではいろんな問題を抱えてることも現実な問題があるので、ちょっと複雑な気持ちではいます。今のこの試算、見込みについてはよかったかなと思います。以上です。

議長： ありがとうございます。こちら皆さま方の収益で、今回は非常にありがたかったけども、それ以外のサービスの充実とかいろんなことをもうちょっと積極的にやっていたらいいというご希望が強くあるんだろうと思います。次の委員さんいかがでしょうか。

委員： ちょっとお答えしにくいかもしれませんが質問させていただきます。私が個人的に感じてるのは基金残高ですね。これが若干心許ないかなという気がしていて。今回の令和8年度の予算を見ていると、取り崩す額とほぼイコールのあと残りです。そ

のまま同じように進んでいくと来年度で基金が枯渇するというような。もちろんそんなイコールではないと思うんですが。次々年度ですね。令和9年度以降どういふふうな見込みを立てておられるのかというところを少しお聞きしたいと思います。

事務局：　　まず、非常に現時点で精査中であり、具体的な数字をお伝えすべきかどうか非常に悩ましいところで、もし違ったらどうするのかというようなことにもなり兼ねますので、非常に難しいなという思いを抱えながらお答えするところではあるんですが、資料の基金残高の推移の、まず令和7年度「第3号補正後」と書かれた1億1,174万5千円という数字を、右から3つ目で見ていただけかと思うんですけれども、この決算見込みにつきましては、先ほど申し上げたように事業の収束、歳出の収束とあと歳入についても税収だとか交付金の関係だとかを少し整理させていただく観点からも、この場限りですけどもだいたい2,000万から3,000万円程度増になる見込みではあります。そうした結果、令和8年度の提案税率の「当初予算」「本算定見込み」の期首残高1億1,000万円と書かれた箇所が、大体1億3,000万から4,000万円ぐらいが頭にくるようになるかと思っています。そこから差し引くとだいたい7,000万から8,000万円あわよくばというところになりますので、少しイコールではないんですけれども今、一旦は1億をちょっと目指せる範囲のところまで精査をできるのではないかというふうに見込んでいるというところを一つ判断材料とさせていただきます。

さらには、令和8年度末（期末残高）が7,000万か8,000万円、よければ9,000万円というようなところになるかなというところなんですけれども、そこ以降の次年度につきましては、やはり納付金が令和6年度、7年度で5,000万円ずつ上がり、令和8年度で6,800万円減ったというような、急激に上がりまた急激に下がるという相当不透明なこの3年間を過ごしてきた中で、次はこの程度だろうというところが非常に少し推測が立てにくいところになりますので、今現状の考え方として、やはり単年単年の取り崩し額、そして残高の見込みということで考えさせていただいた結果が今の現状になっているというお答えと一旦させていただきたいと思います。

議長：　　よろしいでしょうか。ありがとうございました。

なかなか予測が難しい状況の中で単年度のところはしっかり計算してみたいこうというところのお話であったと思います。次の委員さんお願いできますか。

委員：　　この予算というか計算なんですけど、単年度単年度で毎年計算されていくとは思いますが、ピークというのは今のところ来たりする予定というか、これ以上いかなないなという年度というのは人口とかの関係があると思うんですけど、今考えてらっしゃるんでしょうか。

事務局： 非常に鋭い質問というか、難しいなというところでお答えいたしますが、まず歳出部門がどれぐらいの規模で今後も考えていくかというようなお話の内容でよかったでしょうか。保険給付費につきましてはやはり被保険者数の減もありますし、しかしながら診療報酬がものによって上がったとかいうようなところもありますので、非常に見込みが難しいというところではありますが、おおよそ横ばいになっていく、横ばいなのかなというふうにまず一つ言えます。またその保険事業、その他の支出についても、そんなに大きく変わっていくことはないのかなという風にも思っています。あとはこの納付金ですけれども、ここが医療に直結していてなおかつ京都府全体で見て、京都府の会計がどのように運営されていくかというところになりますので、今見えている数字が上回るのか下回るのかというところが、今現段階ではお答えができませんというところが答えになるかと思います。ただ近年この合計額については、おおよそこの34億円とか、30億から35億円の間に占めているという風に言えます。以上です。

議長： よろしいでしょうか。ありがとうございます。次、お願いいたします。

委員： 京都府全体の医師会の連絡会があったんですけど、やっぱり医療給付ですね。各地域によって受けられる医療へのアクセスであるとか、その質がやっぱり京都市を中心とする中心部とそれ以外の地域とは違う。統一の保険料になるとそれは不公平じゃないかという意見もあるんですけど。だから国保を運営するために僕が言うのは変ですけど、保険給付費、医療費の削減ですね。これはぜひ精査が必要かなと思いますね。本当に必要な保険診療として支出していいのかどうかという、そういう国保の審査であるとか、本当は保険では適用じゃないような部分がどれぐらいあるのか。第三者給付とか求償とかあと柔道整復とか、ああいうのは南丹市はきちんとチェックされてるているのか。されてないところの自治体もまだあるのでそこをもう少ししっかりすると、本来の医療機関が支払う、受け取るような医療費ですね、その請求がどれぐらいちゃんとできてるのか。もらう方が言うのは変ですけど。僕は小児科なんですけど、お薬とか最近高額なものもあり、通常のお薬で本当に必要な薬が適切に処方されてるのかという判断がちゃんとできてるのか。時々大人の方が来られるんですけど、これ飲めるのかって食べるぐらいの量の薬が出されて、それって本当に必要なのっていう。必要と判断されてるんでしょうけど、でも結局処方をされてもきちんと飲めずにそのまま捨てちゃうようなものもあるかもしれないし。そういう保険診療についての給付費の削減が本当はもっとあるんじゃないか、できるんじゃないかなと思ったりして診療してますけど。結局いただいた収入と支出の差額がやっぱり赤字なので基金を取り崩さなきゃいけないので、そのバランスを取る方策としては、やっぱり支出を減らす。加入者が減って人口が減っても、医療費が変わらなければ結局赤字がもっと増えてくることになるので、そこをどうするかですね。医療費を使わなくてもいいような、保険で使わなくてもいい

いような施策をもう少し逆に力を入れたほうがいいかなと思ったりします。すみません、余計な話をして。

委員： 前回のときにもお話しましたが、今年の7月、8月この時点で70歳以上の保険負担が現在の1割負担が2割負担に上がるとか、その辺は多分はそのままになるのかなと思ったりしています。それと今年から始まります子ども・子育て支援。この案でいきますと0.25%所得割、平等割が700円、均等割1,100円。これですっと推移するものかどうか。それとやはり介護保険料が設定されて、それがどんどん上がってきてるんだろうと思います。そういうところを見ると、この子ども・子育て支援金。お子さんが未来を担っていかれるんで大変大事なんですけど、この辺の金額というのはかなりこう私が思うには徐々に増えていくんじゃないかなと思っております。その辺どのように思っておられるかお答え願えますか。

事務局： 子ども・子育て支援金分に関しまして、こちらの方の支援金分に今回提案をしている保険料から結果的には上がっていくと思います。今年度は国の方で前回もお伝えしたように、3カ年計画で徐々に子ども・子育て支援金の方に回っていくお金を財政確保するというような形になっているので、見込みとしては3カ年は徐々に上がっていくかなと。それ以降につきましては、恐らくその人口割合にもよると思いますが、なだらかにそれほど急激には増えないと思いますが、3カ年は基本的にはこの保険料というのは増えていくかなと考えております。介護分におきましても、ご認識のとおり市の介護保険料自体が上がっておりますので、こちらの介護分45歳から64歳の方にかかってくる保険税になりますが、こちらの方も標準保険料率を見ていただくとわかるように、今後上がっていく傾向にある箇所ではあると思っております。以上です。

議長： ありがとうございます。いかがでしょう？

委員： 課税限度額っていうのが最終的に、67万と3万円ということになるわけですね。だからこれはまだ一番高い人がこういうことですね、言ったら。3万円は別にして。3万円の方は均等割にしたら、月に5,000円ずつですね。今のところ。そういうことでいいんですね。

事務局： はい。最後の報告事項でご説明しております資料（南丹市国民健康保険税条例の一部改正（予定）について）を見ていただいているのかなと思いますが、賦課限度額というのがあります。国民健康保険に関しましては、医療・後期・介護、令和8年度から新設されます子ども・子育て支援納付金分で、とてつもなく保険料が賦課されないようにと上限額が設定されております。それで、ここの上限額ですが医療分に関しては年間67万円。後期高齢者支援金分に関しては26万円。介護分に関し

ては17万円。新設されます子ども・子育て支援金分は3万円。これはすべて年額の賦課限度額上限になっていますので、3万円を年間12ヶ月で割り戻すと大体2,500円ぐらいが毎月最大の人は乗ってきているようなイメージではいます。以上になります。

議長： 皆さんありがとうございました。それではだいたい意見は出尽くしたようですので事務局から提案いただいた改正案を了承するというところで、皆様の意見を最終的に確認したいと思います。賛同いただける方は挙手をお願いいたします。

<満場一致>

議長： それでは、令和8年度の国民健康保険税率については、新設される子ども・子育て支援金分についてのみ改正を行うこととし、医療・支援・介護分については保険税率を据え置くとして市長に対し答申をいたします。なお、答申の文面につきましては会長と副会長に一任いただければと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

(異議なし)

3. 議事

(2) 報告事項

南丹市国民健康保険税条例の一部改正（予定）について

事務局： 南丹市国民健康保険税条例の一部改正（予定）について説明いたします。

令和8年度から第2回運営協議会で報告しておりました子ども・子育て支援納付金保険税に係る条例改正及び、国民健康保険税の賦課限度額と軽減判定所得の見直しが予定されています。国民健康保険税は医療分、後期高齢者支援金分、介護保険分、子ども・子育て支援納付金分の4つの区分で構成されることとなります。賦課限度額はそれぞれの区分における所得割・均等割・平等割の合計が一定額を超えて賦課されないように地方税法により定められた限度額をいいます。現行では医療分66万円、後期高齢者支援金分26万円、介護保険分17万円が賦課限度額として規定されています。令和8年度は国において、医療分が1万円増額の67万円、新設されます子ども・子育て支援金分が3万円。後期高齢者支援金分及び、介護分に関しては改正なしとして賦課限度額の改正が検討されており、今後地方税法が改正される見通しとなっています。あわせて、法定軽減として一定所得以下の方に対して均等割と平等割を軽減する制度がありますが、軽減判定をするための所得金額の範囲を引き上げる改正も国により検討されており、地方税法が改正される見通しとなっています。具体的には世帯の被保険者1人当たりに乗じる金額を5割軽減は0.5万円増の31万円。2割軽減は1万円増額の57万円に引き上げることが検討されて

います。これにより低所得者への保険税負担を軽減しつつ、必要保険税収を確保する際に高所得者層に多くご負担いただくことで、中間所得者層に配慮した税率設定が可能となります。今年度中に地方税法が改正され令和8年4月1日施行となる見込みですので、それに合わせまして南丹市国民健康保険税条例を一部改正する予定をしておりますのでご報告とさせていただきます。以上となります。

議長： ありがとうございます。ただいま事務局の方から説明がありました、一部改正案について何かご質問とかご意見がありましたらお願いします。

委員： 前にも聞いたような記憶があるんですけど、この点線と実線がクロスするところの、その所得の境目はどのぐらいなのでしょう。

事務局： お話しされている限度額に達する方。医療分の方の年収で言いますと1,170万円。控除されたりとかありますので、所得換算にしますと大体980万円の所得がある人が今回賦課限度額に達する人となっております。

委員： ありがとうございます。年収の高い人が私の印象では割と働く若い世代かと思ったりしますが、そういう方たちは保険料もすごく高いし納める所得税も高いんじゃないかと思うんですけど、それに対してその負担額がどれぐらい増えるかはわからないんですけど、私たちは年金生活者に入りつつある年代なのであまり損にはならない、むしろ保険税が減って嬉しいかなと思ったりもしますが、そういう年収の高い働き盛りで子どもさんがたくさんいる方に対する配慮というのは、それは言えば子どもに対するさっきの支援金みたいなので賄われるということではないのでしょうか。そういう考えで。

事務局： はい。ご認識のとおり今までそういうところが制度としてなかったというところで、今回子ども・子育て支援金が創設されました。先ほど言われた働き世代で子どもがある方に対する制度の拡充というところで、子ども・子育て支援金分を被保険者の皆様からいただくということで、その分に関しては、児童手当の拡充であったり、妊婦のための支援給付、妊娠された方への支援給付であったり、乳児等の通園制度、子どもを預けたりするところの通園制度の拡充であったり、出産後の休業の支給であったり、育児時短就業給付などへ使われていくというようなところになりますので、回りに回ってその世代の方に支援が行き届いていくというような、国の考えではあります。

議長： はい。他にご質問ありますか。この件についてはよろしいですか。何かもしありましたら。よろしいでしょうか。

(質問なし)

議長： ありがとうございます。一応これで本日の予定していました議事はすべて終了しました。それでは以後の進行は事務局の方にお返しいたします。

4. その他

委員： 私がこの会の委員であるということを聞いた友人に聞いてほしいと言われたのですが、1年間に1度も保険診療を受けなかった者に対して何か恩恵はないのかと言われて。例えばそれとあわせて健幸ポイントの制度があると思いますが、その健幸ポイントによって先ほども委員の方が話されたように、歳出を減らすには医療費を減らすのがいいという考えは私もそう思います。それで例えばその健幸ポイントの成果がどれぐらい予防的に成果が出ているかというのとあわせて、健幸ポイントに参加するとギフトカードがもらえるからと言って、健康のためにそれに参加するというよりはその商品券をもらうために参加しているという方もちらほらお見受けするんです。でもそれはそれでいいと思うんですけど、じゃあギフトカードをもらうために健康になっているのか？というのをちょっと知りたいことと、それから先ほどの保険税を使わなかったということに対して、何らかのそのポイントみたいなものを付与して、例えばそれが南丹市の中で福祉的なものに使えるような事業を起こすとかお手伝い券に使うとか、例えば介護保険料が50円マイナスになるとか、具体的に言うと。そういうようなちょっと恩恵を受けたいという意見がありましたのでここでお伝えしたいと思います。

事務局： その方が人間ドックを受診されているかどうかということをご存知ないままお伝えをすることになるんですけども、現在人間ドックは費用額に対して約7割程度私どもの国保から補助をしている状態です。無受診者世帯と言って、要するに前年度医療機関を受診しなかった世帯と、あと節目に当たる世帯については被保険者の一部負担金というのは、0円で受けていただいているという箇所については、今のお話でいくともし仮に去年一度も医療を受診しなかった、それが世帯になるので、家族がみんな受けてないということが条件にもなりますが、その方については恩恵という言葉は借りてお伝えしますと、恩恵という意味ではそういう制度も一部、今現状としては一つだけですがありますのでご報告とさせていただきます。

事務局： 続きまして健幸ポイント事業ですが、ちょっとすぐに資料が出てこなくて申し訳ありませんが、医療費の削減というところでは昨年広報にも掲載いたしましたが、やはり実施されてない方と実施されている方との間では、医療費の方は明らかに違いが出てきており、健康意識を持って運動していただくと高い効果があるということとは数字で実証されております。先ほどご意見いただいた色々な個人がポイントで、

何と言うか、報酬ではなく様々な社会還元施策にというところですが、去年か一昨年でしたか運営協議会の方でもご意見をいただき、社会福祉協議会と連携をしまして、皆さんにポイントがこれだけ貯まっているので、商品券を取りに来てくださいとお知らせしても来られない方もおられます。そうなった場合は、取りに来られなかった方の分を文面に書かせていただき社会福祉協議会の方に寄付という形をとっております。

またそのようなご意見を本日いただきましたこと持ち帰りまして担当の方にもお伝えいたします。ありがとうございます。

会長： ありがとうございます。今の話を聞いてみますと、前半の人間ドックの件もそうですね、なかなかそういう制度があるっていうのが市民の皆さんにどれぐらい周知されているのか、なかなか難しいところで、後半の部分も多分そういったところがあったんだろうなと思いますので、せっかく健康づくりとか予防に頑張っておられる方に、メリットはこんなのがありますよということを広く周知するなり、そういうものを利用しやすい環境を作ってあげるってことも必要なのかもしれないなと今ちょっと思いました。他にご質問とかありますでしょうか。はい。お願いします。

委員： 健康度拡充でいろいろ制度というか、そういうシステムを作っていたらというのには本当に素晴らしいことだし、僕は歯科の中で見ていると節目健診とかで来られてお口の中の病気を管理していくということをやっているんですけど、やはり高齢者でも今、1割から2割3割で物価高騰になってくると、その治療とかメンテナンスということに対しての費用というのがなかなか難しいところというのは出てきているのが現状だと思うんです。それは今の社会を考えると当たり前のことかなと思うんです。そうするとやはり今度の改定で、3.何%と介護と医療の方が上がっていきますと言っているけれども、そしたら今度2割3割上がってる人がもっと行きにくくなってくるっていうのも現実だと。健康を維持して欲しいためにシステムを組んでも、現実その波にちゃんと乗っていけるかっていうとまた別問題で考えていけないといけないことだと思うんです。だからこの医療費っていうのは本当に抑えていけないといけない。健康を作っていくといけない。でもやっぱり必要な費用というのは皆さんがもう一度考えていけないといけないし、でも現実問題っていうのもあるし。ここでいろいろお話をさせていただいても結構決まってしまうところがあると思います。でもここでいう意見がどのような形で伝わるかわからないけれど、見るところをなるべくもう少し深めていけたらいいのかなっていう風な形で、僕の感想なんですけれども少しお話をさせていただきました。

事務局： ありがとうございます。他にはございませんでしょうか。

(意見なし)

5. 閉会 挨拶

副会長： 皆様どうも大変寒い日にお集まりいただきありがとうございました。いろいろ市の財政も大変で、保険税もなかなか集まるのか集まらないのかも大変な状況ですけれども、何とかそれほど大幅な変更がなく今年度はいけそうだということに決まりましたので、また皆様のご意見もあちらこちらで伝えていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。本日はどうもご苦労さまでございました。

終了